

# 第104期 中間決算公告

平成24年12月7日

下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口銀行  
取締役頭取 福田 浩一

## 中間貸借対照表（平成24年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	84,120	預渡性預金	4,453,023
コ－ル口－ン	495,988	コ－ルマネ－	417,320
買入金銭債権	6,033	債券貸借取引受入担保金	30,419
特定取引資産	5,383	特定取引負債	396
金銭の信託	70,164	借用金	1,652
有価証券	1,288,765	外国為替	9,870
貸出金	3,202,714	その他負債	1,167
外国為替	6,874	未払法人税等	56,612
その他の資産	78,994	リ－ス債務	1,079
その他の資産	78,994	その他の負債	440
有形固定資産	47,196	賞与引当金	55,091
無形固定資産	12,142	退職給付引当金	1,619
繰延税金資産	8,159	睡眠預金払戻損失引当金	94
支払承諾見返	26,951	ポイント引当金	893
貸倒引当金	39,307	再評価に係る繰延税金負債	51
		支払承諾	8,883
		支 払 承 諾	26,951
		負債の部合計	5,008,955
		（純資産の部）	
		資本金	10,005
		資本剰余金	380
		資本準備金	376
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	251,057
		利益準備金	10,005
		その他利益剰余金	241,051
		固定資産圧縮積立金	1,087
		退職給与基金	1,408
		別途積立金	179,541
		繰越利益剰余金	59,014
		株主資本合計	261,443
		その他有価証券評価差額金	8,182
		繰延ヘッジ損益	455
		土地再評価差額金	16,055
		評価・換算差額等合計	23,782
		純資産の部合計	285,225
資産の部合計	5,294,180	負債及び純資産の部合計	5,294,180

中間損益計算書 [平成24年 4月 1日から  
平成24年 9月30日まで]

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		40,443
資金運用収益	28,473	
(うち貸出金利息)	( 22,301)	
(うち有価証券利息配当金)	( 5,675)	
役務取引等収益	4,901	
特定取引収益	22	
その他業務収益	5,587	
その他経常収益	1,458	
経常費用		31,080
資金調達費用	2,760	
(うち預金利息)	( 2,097)	
役務取引等費用	1,950	
特定取引費用	12	
その他業務費用	722	
営業経常費用	21,286	
その他経常費用	4,348	
経常利益		9,363
特別利益		0
特別損		21
税引前中間純利益		9,341
法人税、住民税及び事業税	2,832	
法人税等調整額	803	
法人税等合計		3,636
中間純利益		5,704

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式は中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～15年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ1百万円増加しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理する方法によっております。

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間期末における将来使用見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

(連結納税制度の導入)

当行は、当中間会計期間より、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額780百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に26,959百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,321百万円、延滞債権額は53,166百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は624百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,659百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,770百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,584百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 115,494百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,480百万円

債券貸借取引受入担保金 396百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,690百万円及びその他資産1,177百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金489百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、478,563百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが446,592百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全

及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額41,826百万円  
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は315百万円であります。  
 13. 単体自己資本比率（国際統一基準）13.76%

（中間損益計算書関係）

「その他経常費用」には、株式等償却4,006百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	515	519	4
	その他	484	497	12
	小計	999	1,016	16
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合 計		999	1,016	16

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	262
関連法人等株式	17
投資事業組合	500
合 計	780

3. その他有価証券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	37,436	22,501	14,934
	債券	944,763	932,312	12,451
	国債	471,260	468,192	3,068
	地方債	41,004	39,899	1,104
	社債	432,498	424,220	8,278
	その他	29,745	29,303	442
	小計	1,011,945	984,117	27,828
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	15,914	20,876	4,961
	債券	222,712	223,028	316
	国債	94,338	94,490	152
	地方債	289	290	0
	社債	128,084	128,248	163
	その他	34,443	44,459	10,015
	小計	273,070	288,364	15,293
合計		1,285,016	1,272,481	12,534

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,819
その他	150
合計	1,969

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は4,005百万円（うち株式4,005百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	70,164	70,246	81	-	81

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,912百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,152
賞与引当金損金算入限度額超過額	611
減価償却損金算入限度額超過額	552
土地評価損	53
減損損失	692
有価証券有税償却	1,476
その他	<u>2,316</u>
繰延税金資産小計	15,463
評価性引当額	<u>2,439</u>
繰延税金資産合計	13,024
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,267
固定資産圧縮積立額	<u>598</u>
繰延税金負債合計	4,865
繰延税金資産の純額	<u>8,159百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,426円13銭

1株当たりの中間純利益金額 28円52銭